# 不燃化促進事業対象区域図

区域の詳細は不燃・耐震促進課
不燃化・耐震化担当 (☎03-5608-6268) に
問い合わせてみよう。



## A. 不燃建築物建築促進助成事業

| | | |
|---|---|---|
| 避難地 | 大震災による火災が拡大し、地域全体が危険になった場合に避難する場所のことです。 | 文花地区 |
| 避難路 | 避難地へと通ずる幹線道路のことです。 | 鐘ヶ淵通り地区、鐘ヶ淵通り第二地区<br>墨堤通り地区、押上通り地区<br>水戸街道地区、明治通り地区<br>八広はなみずき通り地区<br>八広中央通り地区、新あずま通り地区 |
| 防災活動拠点 | 災害時の情報収集、避難の誘導、初期消火活動等の基地となる場所のことです | 第一寺島小・第二寺島小・第三寺島小<br>曳舟小・言問小・旧木下川小<br>立花吾嬬の森小・押上小・第三吾嬬小<br>第四吾嬬小・旧第五吾嬬小・東吾嬬小<br>隅田小・旧隅田小・梅若小<br>八広小・墨田中 |

## B. 主要生活道路沿道不燃化推進助成事業

計画幅員6m　計画幅員8m　計画幅員9m

主要生活道路沿道の助成対象となる
道路は、上記の色の主要生活道路です。

## C. 都市防災不燃化促進助成事業
## D. 都市防災既存建築物除却助成事業

## 重点不燃化促進区域

不燃建築物建築促進助成事業が活用できます。
ただし、押上通り地区、鐘ヶ淵通り地区においては、
都市防災不燃化促進助成事業及び
都市防災既存建築物除却助成事業が活用できます。